

農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業【助成金の支払い手続き及びフロー図】

- ・保証料の助成を受けたい事業者は、登録申請書(債務保証付き借入れの内容が分かる資料を添付)を食流機構に提出。(実施規程第6の1)
- ・食流機構は、助成対象経費及び助成金申請可能額を算出して保証料助成金計算書を作成し、登録内容とともに事業者へ通知。(実施規程第6の2)
- ・事業者は、保証料助成金計算書に基づき、毎年度、提出期限(12月31日《登録初年度のみ3月10日》)までに保証料助成金申請及び請求書を食流機構へ提出。(実施規程第6の3)
- ・食流機構は保証料助成金申請及び請求書の内容が適正と判断する場合は、助成金の交付決定を行い、事業者に対して速やかに助成金を支払う。(実施規程第6の4)

フロー図

